

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年 7月28日

分任支出負担行為担当官
関東地方整備局
首都国道事務所長
吉木 務

記

1. 工事の概要

- (1) 工事名 高谷地区舗装工事（電子入札対象案件）
(2) 工事場所 自) 千葉県市川市田尻5丁目
至) 千葉県市川市高谷
(3) 工事内容 本工事は、一般国道298号東京外かく環状道路改築事業における東京メトロ東西線から高谷川橋間において、一般部(国道298号)、サービス道路及び自転車歩行者道の舗装工及び道路附属施設工を整備するものである。

地形等 : 当該地点は江戸川と平行しており、地形は平坦である。

- (4) 工事概算数量
- | | |
|----------|------------------------|
| 道路土工 | |
| ・掘削工 | 約 3,300m ³ |
| ・路体盛土工 | 約 1,600m ³ |
| ・路床盛土工 | 約 900m ³ |
| ・残土処理工 | 1式 |
| 地盤改良工 | |
| ・路床安定処理工 | 約 7,900m ² |
| 車道舗装工 | |
| ・路盤工 | 約 7,300m ² |
| ・舗装工 | 約 21,000m ² |
| ・薄層カー舗装工 | 約 370m ² |
| 歩道舗装工 | |
| ・路盤工 | 約 3,700m ² |
| ・舗装工 | 約 7,900m ² |
| 排水構造物工 | 1式 |
| 縁石工 | 1式 |
| 区画線工 | 1式 |
| 道路附属物工 | 1式 |
| 構造物撤去工 | 1式 |

(5) 工期 契約締結の翌日から平成21年3月19日まで

(6) 資料 ①別冊図面 ②別冊仕様書

(7) 本工事は、入札時に「企業の技術力（施工計画等）」、「企業の信頼性社会性」について記述した、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び、競争参

- 加資格確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。
- (8) 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
 - (9) 本工事は、資料の交付、申請書及び資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。なお、紙入札方式の参加承諾に関しては関東地方整備局首都国道事務所経理課）に紙入札方式参加承諾願を郵送又は託送（簡易書留等記録の残るものに限る。）提出するものとする。（詳細は入札説明書による。）
 - (10) 本工事は、「アスファルト舗装工事施工体制研究会」（平成14年4月）の提言に基づき、当該工事の施工体制の評価を行う試行工事である。
 - (11) 本工事は完成時の工事成績評価の結果が65点未満であった場合、当該工事成績評価通知書の通知月から起算して1年間に行われる関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）の発注する工事の入札において、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行対象工事である。ただし、事故減点は原則適用外とする。
 - (12) 本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、入札日から過去2年以内に65点以上70点未満の工事成績評価を通知された関東地方整備局が発注し完成した工事がある者に対して、現場代理人と主任（監理）技術者の兼務を認めないこととする試行対象工事である。
 - (13) 本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評価を減ずる試行対象工事である。なお、工事コスト調査の内訳については、工事コスト調査終了後関東地方整備局又は首都国道事務所のホームページにより公表する。
 - (14) 本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
 - (15) 本工事は、発注者がユニットプライス（請負代金の総額を構成する基本区分（以下「ユニット区分」という。）毎のデータベース化された単価をいう。）を用いて積算を行う「ユニットプライス型積算方式」の試行工事である。なお、本工事におけるユニット区分毎に合意された単価は、以後のユニットプライス型積算方式の試行工事における積算に活用される。
 - (16) 本工事では、請負代金の総額により契約を締結した後、ユニット区分毎の価格を協議し、単価合意書を締結する。請負代金額の変更については、単価合意書記載の単価を基礎として定め、単価合意書によることが不適当な場合には、発注者と請負者が協議して定める。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）平成19・20年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうちアスファルト舗装工事A等級に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 下記の市区町村内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。（経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体協定書3条に記載されている事務所の所在地が下記の市区町村内に有すること。ただし、事務所の所在地が当該経常建設共同企業体の構成員の建設業法に基づく本店、支店、営業所の場合に限る。）
 - 東京都：東京23区
 - 千葉県：千葉市、市川市、松戸市、柏市、流山市、鎌ヶ谷市、野田市、浦安市、船橋市、習志野市、我孫子市、八千代市、佐倉市、四街道市、印西市、白井市、栄町、本埜村、印旛村
 - 埼玉県：さいたま市、三郷市、吉川市、八潮市、和光市、川口市、春日部市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、新座市、宮代町、杉戸町、松伏町
 - 茨城県：つくば市、龍ヶ崎市、常総市、取手市、坂東市、つくばみらい市、守谷市、牛久市、利根町
- (5) 平成8年4月1日以降に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）
 - (ア) 排水性舗装の表層面積が、5,000m²以上の工事であること。経常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記の施工実績を有すること。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4. 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。
- (6) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事で、当該工事工種における過去2年間の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。
- (7) 簡易な施工計画（施工上の課題に対する技術的所見）が適正であること。
- (8) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に開札日から7日以内に専任で配置できること。
 - ① 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。（詳細は入札説明書による。）
 - ② 1人の者が、過去に元請けとして完成・引渡しが完了した上記（5）（ア）に

掲げる工事の経験を有するものであること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が上記の施工経験を有していること。

なお、当該工事経験が平成8年4月1日以降に完成した大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4. 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。

- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
 - ④ 配置予定の主任（監理）技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- (9) 本工事に事業協同組合として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は、単体として申請書及び資料を提出することはできない。
 - (10) 経常建設共同企業体の構成員は、当該工事に対応する建設業種の許可を有してからの営業年数が3年以上あること。
 - (11) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
 - (12) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと（入札説明書参照）。
 - (13) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）。
 - (14) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - (15) 工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実でないこと。

3. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」及び、「企業の技術力」、「企業の信頼性社会性」並びに「施工体制」をもって入札に参加し、次の1）、2）の要件に該当する者のうち、（2）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を

全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、入札説明書に示す予決令第86条の調査を行うものとする。

- 1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- 2) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

(2) 総合評価の方法

- 1) 「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、及び「加算点」の最高点を30点とする。
- 2) 「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、下記①②の評価項目毎に評価を行った結果、得られた「評価点の合計値」の最も高い者に30点の「加算点」を与え、その他の者は「評価点の合計値」に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。また、「施工体制評価点」は下記③の項目を評価して与える。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。
 - ①企業の技術力（簡易な施工計画を除く）
 - ②企業の信頼性社会性
 - ③施工体制（施工体制評価点）
- 3) 「標準点」は、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に100点を与える。
- 4) 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

(3) (2) 2) ①②③の評価項目の詳細は入札説明書による。

(4) (2) 2) ①で求めた、施工計画さらに優良下請表彰企業を活用の有無については、履行状況から、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は工事成績評定を減ずることとし、各施工計画または未実施の評価項目毎に3点を減ずる。

(5) 受注者の責により、企業の技術力のうち、地理的条件及び技術的適正（施工体制の評価）について申請された施工体制と、実際に施工された体制に相違があると判断された場合は、工事成績評定を3点減ずる。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒271-0072 千葉県松戸市竹ヶ花86
関東地方整備局首都国道事務所経理課
電話 047-362-4112 (内) 226

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は平成20年7月28日（月）から平成20年9月11日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、記録媒体（CD-R等）を（1）に持参又は郵送することにより電子データを交付するので、上記（1）にその旨連絡すること。持参による場合は、

(1) に記録媒体を持参すること。郵送による場合は、(1) に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封すること。受付期間は、平成20年7月28日（月）から平成20年9月11日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分までとする。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

1) 申請書及び資料は電子入札システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由により、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、次の受付期間及び受付場所に郵送（書留郵便等、記録の残るものに限る）又は託送（書留郵便と同等のものに限る）するものとし、持参又は電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。なお、申請書及び資料が1MBを超える場合の提出方法については、入札説明書による。

①電子入札システムによる受付期間：平成20年7月28日（月）から平成20年8月8日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

②郵送等による受付期間：平成20年7月28日（月）から平成20年8月8日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。

③受付場所： 関東地方整備局首都国道事務所経理課
〒271-0072 千葉県松戸市竹ヶ花86
TEL 047-362-4112 内線226

2) 電子入札における資料の受付票は、資料の受信を確認したものであり、資料内容を確認したものではない。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

1) 入札の締切日時は以下の通りとする。

入札の締切は、平成20年9月11日（木）12時00分

電子入札システムにより提出すること。ただし発注者の承諾を得た場合は関東地方整備局首都国道事務所経理課に持参すること。（郵送による提出は認めない。）

2) 開札は平成20年9月12日（金）9時30分 関東地方整備局首都国道事務所経理課にて行う。

5. その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 千葉銀行松戸支店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行松戸代理店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁関東地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効

本公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約締結後のVE提案

契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係わる設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

(5) 配置予定主任（監理）技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書及び資料の差し替えは認められない

(6) 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照）。

(7) 契約書作成の要否 要。

(8) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(9) 申請書及び資料の作成に関する説明会は実施しない。

(10) 入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

(11) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4（1）に同じ。

(12) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2（2）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4（3）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時ににおいて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(13) 2（5）の施工実績が「国土交通省地方整備局（港湾空港関係を除く。）」における場合において、当該施工実績が当該者のものと確認できない場合は、当該者の施工実績として認めない。ここでいう、当該者のものと確認できない場合とは、合併及び会社分割等における「一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定（又は新規の認定）」を受けていない事、若しくは、再認定（又は新規の認定）時に実績の承継が認められていない場合を指す。

(14) 詳細は入札説明書による。